

令和6年度外来生物侵入状況調査等業務仕様書

1. 件名

令和6年度外来生物侵入状況調査等業務

2. 業務の目的

近年、海外から人為的に導入された外来生物が、我が国の生物多様性に対する大きな脅威となっている。このため、生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来生物を適正に管理するとともに、既に定着して被害を及ぼしている外来生物については防除を促進することにより、その被害を防止することを目的とした「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）」が平成17年6月に施行された。外来生物法に基づき指定される「特定外来生物」の輸入規制や適正な管理の実施、野外での防除等が進められている。また、特定外来生物と似た生態的特性を有するため被害を及ぼすおそれがある外来生物については「未判定外来生物」に指定し、輸入規制を行っている。

環境省では、外来種全般に関する総合戦略としての「外来種被害防止行動計画」及び外来生物法の規制対象となっていない生物も含めた対策の方向性等を示した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を策定し、外来種対策の一層の推進や「特定外来生物」の新規指定を進めているが、外来種による生態系等への被害を防止するためには、これらの取組をより一層推進する必要がある。

本業務では、特定外来生物等の国内への輸入状況や、非意図的な侵入実態に関する情報収集を行い、特定外来生物等の追加指定、今後の外来生物対策のあり方を検討する上で必要な情報を収集することで、より効果的・効率的な外来生物対策の推進に資することを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 空港、港湾や野外等で発見された特定外来生物と疑われる生物の同定

空港、港湾や野外等で発見された特定外来生物や未判定外来生物と疑われる生物について、環境省からの同定に関する相談に対応し、種の同定（同定件数は合計70件程度を想定）を行う。また、これにより得られたデータをもとに、外来生物の侵入の動向を集約・分析し、外来生物の侵入に関する課題や対策の方向性について具体的な提案を行う。

業務履行期間中は、環境省担当官及び各地方環境事務所職員からの種の同定に関する相談（電子メール、電話での連絡を想定。必要に応じてサンプルを送付。）に常時対応できるよう体制を構築すること。また、別途発注する「令和6年度生活環境周辺におけるアリ類及びザリガニ類等の分布状況等調査等業務（仮称）」と連携し、同業務内で簡易同定を行った結果、ヒアリ類4種群（*Solenopsis geminata* 種群、*Solenopsis saevissima* 種群、*Solenopsis tridens* 種群及び *Solenopsis virulens* 種群）の疑いが高いと判断された生物についても同様に種の同定を行う。夜間や休日における同定依頼については、環境省担当官と協議し対応を決定することとするが、緊急性を要すると環境省担当官が指示した場合には速やかに同定を

行うこと。同定結果については同定に必要な資料が到着してから遅くとも2日以内に環境省担当官及び各地方環境事務所職員にメール等で報告をすること。報告に当たっては、生物の種類、同定のポイント、当該生物の外来生物法上の扱い、対応等についてとりまとめること。また、発見経緯や同定結果等を様式にまとめて1件ごとに整理をする。様式については請負者にて作成する(生物の学名及び流通名、数量、確認日、発見場所・状況、法制上のカテゴリ、対応状況、同定者等について記載するとともに、個体の特徴がある程度わかる写真を添付すること)。

(2) 外来生物侵入状況のモニタリング

国内への特定外来生物等の侵入状況を把握するため、外来生物法に基づき指定される特定外来生物や未判定外来生物及びその他の外来生物(以下「特定外来生物等」という。)が侵入・定着するおそれが特に高い地点を対象として、定期的に巡回する定点モニタリングを行う。巡回場所については別紙1の23箇所とする。実施に当たっては、事前に環境省担当官と協議の上、調査地や詳細な計画を策定すること。また、調査実施時に特定外来生物等が発見された場合に、必要に応じて緊急的な防除を行うことができるよう、薬剤等を常備しておくこと。調査地への立入りに当たっての必要な許可申請等については、請負者が調整を行うこと。なお、過年度業務においては現場での準備等を含めて各地点2日間程度、1箇所2名程度で実施している。

(3) 特定外来生物等の種類名証明書の添付が必要な生物の輸入情報の整理

特定外来生物等の種類名証明書の添付が必要な生物について、提出された種類名証明書(2,400件程度。契約締結後に環境省から提供する。)の記載内容から、(ア)証明書の種類、(イ)発行国、(ウ)発行機関名、(エ)発行年月日、(オ)輸出港、(カ)生物の学名及び流通名、(キ)数量及び単位、(ク)輸入者氏名又は法人名、(ケ)輸入港、(コ)通関年月日、(サ)他法令に基づく確認の有無、(シ)記載事項の不備に係る情報を抽出し、外来生物法の規制区分とあわせて整理する。また、電子的に発行された証明書の写しと思われる証明書については、その種類、発行国、発行機関等を整理する。

以上で整理された情報を元に、輸入実態の傾向を分析し、これに伴い生ずることが予想される課題及びその対策の方向性について具体的な提案を行う。

4. 報告書の作成

上記1. から3. の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和7年3月31日(月)まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 10部(A4版70頁程度、くるみ製本)

電子媒体：以下の電子データを収納したDVD-R 2枚

- ・報告書
- ・特定外来生物等の輸入情報の整理結果

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数が増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、参加希望者は、必要に応じて「令和5年度外来生物侵入状況調査等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和5年度外来生物侵入状況調査等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 外来生物対策係
(TEL:03-3581-3351(内線 6688))

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別紙1

(仕様書3(2)のモニタリング地点 合計23箇所)

No.	地域	地域	調査回数 (回)
1	関東	成田国際空港	2
2		木更津港	1
3		千葉港	1
4		東京港	1
5		川崎港	1
6		横浜港	1
7		東京国際空港	2
8	東海	清水港	1
9		三河港	1
10		蒲郡港 (三河港)	1
11		中部国際空港	1
12		名古屋港	1
13	近畿	関西国際空港	2
14		大阪港	1
15		神戸港	1
16		須磨海浜公園	1
17	九州	福岡空港	1
18		博多港	1
19		佐世保港	1
20		伊万里港	1
21		那覇港	1
22		那覇空港	1
23		石垣港	1